

不法投棄は重大犯罪です

不法投棄は他人ごとではありません。
やっても、やらせても罪になります。



■廃棄物を排出した事業者の責任について

- 事業者は、事業活動にともなって排出される産業廃棄物が適正に処理されるように、生じた廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。
- 排出事業者は、排出した産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、許可を持った産業廃棄物処理業者（収集運搬業許可業者・処分業許可業者）に定められた基準（委託基準）に従って委託しなければなりません。
- 排出事業者は、委託した場合であっても、産業廃棄物の最終処分が終了するまで、処理が適正に行われるよう一連の処理に責任を負います。

■処理を委託した排出事業者にも責任があります

- 処理業者が不法投棄した場合、その処理を委託した排出事業者にも責任を負う義務があります。産業廃棄物処理業者に委託したから無関係ではありません。

■不法投棄を引き起こさないために

- 処理を委託した産業廃棄物が不法投棄されないためには、法律で定められた委託基準を守るだけでなく、「委託業者の選定時に広く情報収集を行う」、「適正な処理料金により委託契約を行う」、「委託業者の処理状況や中間処理後の残さ物の最終処分についても現地確認を行う」、等の方法があります。

■個人も事業者と同様に罰せられます

- 個人が不法投棄を行うことも重大な犯罪です。廃家電リサイクルの有料化にともない、電化製品などを不法投棄する例が増えています。個人であっても不法投棄は厳しく罰せられます。

■主な罰則

- 不法投棄した場合、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられるなど
厳しい罰則が設けられています。（法人には3億円以下の罰金）

法律第25条（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科）

法律第26条（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科）

法律第29条（6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

- 不法投棄違反
- 不法投棄違反未遂
- 無許可営業
- 無許可業者への委託
- 措置命令違反
- 受託禁止違反
- 焼却禁止違反
- 焼却禁止違反未遂

- 委託基準違反
- 再委託基準違反
- 改善命令違反

- マニフェスト不交付
- マニフェスト未記載
- マニフェスト虚偽記載
- マニフェスト保存義務違反
- マニフェスト確認義務違反



宮城県観光PRキャラクター
むすび丸

宮城県・仙台市・宮城県警察本部

